

展示資料読み下し（一部・抜粋）

1. 吉田松陰筆「山鹿流兵学伝授書」

侍用武功篇四箇条

- 一、母衣武者を討ちたる時軍札の事
- 一、母衣を台に揚ぐる事
- 一、母衣武者七手の掛けはづしの事
- 一、軍中書礼品々の事

築城篇七箇条

- 一、堺目の城、敵の攻るには責めにくく、自然敵に責取られたる時、取返しに手間をとらざる事
- 一、小勢籠る城に大勢籠りても狭からず、大軍籠りたる城に小勢籠りても広からぬ取様の事
- 一、千切の曲尺の事
- 一、卍の曲尺の事
- 一、重々の曲尺の事
- 一、本有の曲尺の事
- 一、神心の曲尺の事

右武教全書に秘する所なり。故に妄りに之れを伝ふるを許さず、慎みて忽せにする勿れ。

嘉永二年己酉四月吉日

妻木弥次郎殿

吉田大次郎矩方（花押）

2. 妻木弥次郎筆「吉田義卿を送る序」草稿

先生志高く気鋭く、有為の材を抱きながら、偶々以て一事有り、邦典に背くの故を以て禄を奪ひ放退せらる。他人に在りては則ち悲歎して必ず將に出づる所を知らざるの秋なり。然して先生は神色自若く屈撓する所なく、愈々其の志を激まし、愈々其の胆を張り、勉励して止まず。後功を立て以て前過を贖はんと欲し、今春まさに東都に遊び遂に天下に遊歴せんとす。壮なるかな。（中略）古に曰く、小挫折を以て其の志を變ずべからずと、是有為の士、宜しく戒む所なり。先生其れ之れを思へ。

4. 吉田松陰書簡（妻木弥次郎宛て）

僕蹉跌して以来、平生の交友、音問甚だ濶し。然れども真に相知る者に至りては、未だ嘗て少しも懐に忘ること能はず。意ふに人の吾を思ふ、亦当に吾れの人を思ふが如くなるべし。古人の所謂心知りて神交はる者とは、蓋しかくの如くならん。僕足下と相知ること尤も深し、何ぞ乃ち鴻鯉の末事を以て相尤め、相謝するに至らんや。僕狂悖を以て家を覆へし身を取り、家学の緒、綫々として將に絶えなんとす。其の罪甚だ大なり。独り足下・久保

の諸君、継紹して今に至るを得。一念ここに及ぶ毎

に、赧然として自ら愧ぢ、以て足下の固守に服せざるはなし。但だ足下に在りては、豈に僕が家の私計の為にせんや。士子国に報ずるの道、固より此れに外ならず。願はくは更に勉励し、一簣の継がざるを以て、九仞の功を廢するなからんことを。（中略）

方今国歩艱難にして、夷情深遠なり。是れ志士力を尽すの秋なり。僕幽囚に在りて長く世と謝ち、書を讀み古を商るに惟れ日も足らず。去年僕下田に在り、今夜を以て夷船に到り、明日乃ち捕に就けり。往時を追懐して感慨止むなし。足下其れ亦吾が心を知るあらん。勿々不悉。三月念七。

妻木士保兄

松陰藤寅再拜

（以下別紙書簡、前略）

誦誦は如何にも善き思召なり。仮令尽く誦んぜずとも亦熟読すべし。熟読さへすれば古人の云いて置いたことは皆面白し。（中略）扱て又輿地の学、後進生御誘掖専務と存じ奉り候。坤輿圖識一部にても精読すれば其の益少なからず、其の次は略ぼ古今を知らねばならぬ故、国史略・十八史略・元明史略等課業の如くして次を逐うて後進へ御読ませ成さるべく候。（後略）

6. 妻木寿之進筆「安川叔父に与ふる書」

安川叔父に与ふる書

妻木十一歳

僕既に十一歳、吉田矩方先生の門に学び、將に一年にならむとす。然れども力微に才劣にして未だ能く経史を解するを知らざるなり。先生嘗て僕に語りて曰く「学問を勉強すれば則ち聞見博く知識明らかなり。汝は不肖なれば宜しく勉強すべし」と、僕之れを胸中に刻みて未だ敢へて忘れず。而して今夷狄更々来りて吾が国を窺ひ、兵端の起る將に旦夕に在らんとす。何ぞ以て安きを偷み、空しく日を終ふべけんや。然れども安きを偷み空しく日を終ふ者は国恩を知らず、主恩を知らざる者なり。古語に曰く「食する所以を知らずして食す、之れを素餐と謂ひ、素餐は君子の惡む所なり」と。然らば則ち君の禄を食する者、焉んぞ安きを偷みて日を終ふべけんや。是を以て名誉を天下に顕はさんと欲するなり。聊か区々の志を陳べて、之れを大人に質すのみ。

7. 吉田松陰筆「奉書の後に書して妻木士保に贈る」

(前略) 予、士保と交はること十余年なるも、未だ嘗て与に故事を推究せず、其の慢や甚だし。然れば今に及んで考覈して実を得、重ねて通家の盟を尋

めしも、猶以て祖先に地下に謝すべし。因つて其の奉書四通を手録して士保に寄せ、以て其の家譜録を補ひ、これを後の子孫に貽さしむ。奉書に称する所の十郎左衛門なる者は、名は矩行、吾が家の始祖重矩の嗣なり。半平君の子仁十郎、孫を以て直ちに矩行の後を継ぎ、明和六年八月四日に歿す、子なし、養子市佑嗣ぐ。市佑は余に於て高祖なり。併せ書して攷拠に資すと云ふ。安政四年丁巳三月八日、吉田矩方謹んで書す。

8. 吉田松陰筆「妻木寿之進に与ふる書」

此の文、每朝神前に向つて三遍読むべし。武運長久・国家安全、之れに過ぐべからざる者なり。身体髮膚、之れを父母に受く、敢へて毀傷せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顕はすは孝の終なり。

安政四年八月十三日

吉田矩方謹書

9. 妻木弥次郎筆「家学教授許可申請書控」

覚

杉百合之助育み吉田寅次郎儀、大公儀御咎めの趣之れ有り、蟄居仰せ付けられ、他人相對差留め置かれ候。然る処寅次郎儀、先年御家人召放たれ候砌より、私共相弟中申合せ、流儀兵学退転致さず候様仕り度く存じ奉り、明倫館に於て稽古の儀御願ひ申し出差免され、只今迄取続き来り候処、間々覚束無き廉も之れ有り候。元来兵学の奥儀は秘授口決に之れ有る事に付き、相對の上質問仕り度く存じ奉り候。当節寅次郎重き御咎め中の儀申出難く御座候えども、真田様御家来佐久間修理儀も慎み居り、内々門人教導をも仕り候様子に相聞き候間、何卒格別の御詮儀を以て伝授以上にて、当時出精の相弟計り騒々敷き儀之れ無き様相對差免され下され候様願ひ奉り候。左候はば後進引立て流儀取続きの一助にも相成るべきやと存じ奉り候間、此の段宜しく御詮儀遂げられ御沙汰下さるべく候。以上。

妻木弥次郎

藤井康之進

弥次兵衛嫡子 諫早半二郎

與一兵衛嫡子 山県与右衛門